

意見書案第5号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和 5年10月20日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者	京田辺市議会議員	河田 美穂
〃	南部 登志子	
〃	向川 弘	
〃	青木 綱次郎	
〃	吉高 裕佳子	

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

昭和54年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は、昭和60年にこの条約を批准した。令和4年現在、189カ国が批准している。

さらに平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和5年現在、条約批准189カ国中、115カ国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2023」で日本は、146カ国中、125位となっている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第 6 号

高等教育の無償化等に関する意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『高等教育の無償化等に関する意見書』を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 10 月 20 日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者

京田辺市議会議員

上田 育

〃

有田 幸平

〃

青木 綱次郎

〃

吉高 裕佳子

高等教育の無償化等に関する意見書（案）

我が国における高等教育予算はあまりに少なく、高等教育機関に対する公財政支出は対GDP比でわずか0.4%であり、OECD加盟国で比較可能な37カ国中36位と最低水準になっている。

その中で、日本の大学の初年度納付金は国立大学で約82万円、私立大学で約122万円と、非常に高いものになっている。初年度納付金に含まれる高額な入学金は、諸外国にはない日本独自の学校納付金であり、経済的な負担をさらに重くしている。

また、卒業後には数百万円もの奨学金の返還を迫られるなど、学ぶ権利を著しく制限する状況が続いている。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）では、大学など高等教育の学費を段階的に無償化することがうたわれており、政府は2012年にこの条項の留保を撤回したが、高等教育の無償化に向けた具体的な取り組はなされていない。

進学を希望する若者等の経済的な状況に応じて、高等教育の無償化に向けて取り組むとともに、経済的な困難を抱える若者の、奨学金返還免除など、負担を軽減することは急務である。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 大学等の無償化をめざし、所得の状況に応じて授業料を半額に引き下げる
2. 大学等の入学金を廃止すること
3. 給付型奨学金を抜本的に拡充すること
4. 奨学金の返還の減免制度を創設すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣